

近世丹後縮緬機業地帯に

おける商業資本家の存在形態

——丹後国加悦町下村五郎助家文書を中心とする——

足立政男

一 はしがき

(四) 船舶利用商人としての活躍

二 下村五郎助家の系譜

(四) 御用達商人・扶持商人としての活躍

三 加悦谷機業地帯の経済事情

六 利貸資本家としての存在形態

四 土地兼併地主としての存在形態

(一) 庶民貸

五 商業資本家としての存在形態

(一) 村貸

(一) 丹後縮緬機業界における活躍

(三) 大名貸

(二) 米穀取引商人としての活躍

七 むすび

(三) 酒屋商人としての活躍

一 はしがき

商人の発生が中世の特質であったのに対し、近世においては、この商人が商業・高利貸資本家として大勢力を

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態(足立)

三五(四二九)

もって存在するに至り、反封建的な成長を示すに至ったところにその特質を見ることが出来る。

およそ近世の商人は武士のように社会上における名誉も地位も与えられないで、往々「虫けら」のように卑まれて、いかに名誉の地位を得ようとしても、固定した階級制度のために束縛されて如何ともなし得なかった。その上商業に対する種々なる抑圧は勿論のこと、身分的にも武士や百姓と異って最下位に列せしめられたもので、荻生徂徠は「本を重じ末を押ると云ふこと、是古聖人の法也。本とは農也。末とは工商也。（中略）武家と百姓とは田地より外の渡世は無て常住の者なれば、只武家と百姓の常住に宜しき様にするを治の根本とすべし。（中略）然れば商人の潰るることをば嘗て構間敷也。是又治道の大割の心得也と可知」といひ、殊に町人学者たる山片蟠桃すら「農をすすめ商を退くべし。（中略）夫百姓は国の本也。生民の首たり。百姓なくばあるべからず。工商はなくてもすむべし、常に百姓に利を付て上席に置、工商には損をつけて下席に置くべし。農と商との争論あらば、農に二三分の勝を附すべし。（中略）農人は一人にても増ことをはかるべし。商人は一人にても減んを欲すべし。また百姓には工商を禁ずべし。これ国を富すの要法。（中略）都会市井の民をしへたげて農民を引立て耕作をすすむる政事をする。これ第一の枢要とす。」⁽²⁾と、とける有様であった。かかる嚴格な階級的差別觀念で秩序づけられていた階級的身分關係の鉄則も、社会経済状態の変化と共に次第に崩れていった。即ち貨幣経済の發展は次第に自然経済を浸蝕し、都市及び農村に成長発達した商業・高利貸資本は次第に農村を支配し、天正十一年にあった「町人は百姓地へ入る可らず、又百姓は町人中へ入る可らず」とした法令をも空文化し、田畑永代売買の禁令も、当時の困窮をきわめた農民の前に、これの勵行を不可能ならしめ、種々なる方法で商業・高利貸資本家の下に土地の兼併が行われた。ここにおいて富者はますます富み、貧者はますます貧に、膏腴の地も悉く富

有者のために吸いとられるという現象が生じた。

一方領主経済も貨幣経済の発展に伴う物価の高騰、消費支出の増大に堪えかね、その財政破綻を補填せんとし、貢租の加重誅求を行い、農村はますます窮乏化し、階層分化が進展していった。貧富の懸隔は甚だしくなり、貨幣資本、商業資本をもった商人の経済力の前には領主・武士層から、下は農村百姓に至るまで、屈伏するの余儀なきに至り、封建的身分制度は混乱し、封建社会全般の解体崩壊が促進されたのである。

丹後縮緬機業発展のかけにもかかる現象が窮われるのであって、その実証的研究として近世における丹後国与謝郡加悦町における巨商下村五郎助家の商業・高利貸資本家としての存在形態の分析を試みたわけである。

なお、本論文の資料は下村五郎助家に伝わるものであって、研究にあたって快よく拝覧の便宜を図って下さった下村氏に対し、さらに研究に種々御援助を賜わった加悦町桑飼婦人会長吉田春恵先生に対し、ここに厚く感謝の意を表する次第である。

(1) 日本経済叢書卷三「政談」

(2) 同叢書卷二十五「夢の代」

(3) 「新編武蔵国風土記稿」荏原郡卷十八

二 下村五郎助家の系譜

丹後国与謝郡加悦町における最古の家柄であり、その初代は九郎右衛門と称し、寛永四年(一六二七)に死歿していることから、随分古くから加悦町に居住していたと考えられる。

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態(足立)

貞享年代（一六八四—一六八七）に早くも土地集積の萌芽が残存文書でうかがわれ、安永時代（一七七二—一七八〇）に至っては、丹後縮緬加悦谷の代表者として、京都西陣機業仲間と、原料系供給停止問題について交渉していることから、早やくから、土地兼併地主として、また商業・利貸資本家として、盛んに活躍していたと想像される。明治維新前後には、扶持商人・御用達商人として、その豊富な商業資本・利貸資本をもって出石藩・宮津藩・舞鶴藩の三藩財政に関係し、更に船舶所有の御用商人として、日本海沿岸で活躍しているのである。当主（五郎助）に至るまで十一代、加悦町最古の素封家として現存し、米蔵・酒蔵・宝蔵を備えた広大な邸宅は近世における下村家の盛時を今に物語っている。次に簡単な系譜をあげておく。

初代 九郎右衛門——二代、半兵衛——三代、五郎助——四代、助三郎——五代、五郎助——六代、五郎助——
 寛本四・十四歿 享保三・十六歿 延享三・九十七歿 延享二・二十三歿 文化四・八十三歿 文化八五・六歿
 七代、五々平——八代、五郎助——九代、弥四郎——十代、広吉——十一代、下村五郎助（当主）
 弘化四・十七歿 明治二〇・七二一 明治七二・一五歿 明治四四・一十四歿
 娘——現下村寿一家始祖（東京）

三 加悦谷機業地帯の経済事情

丹後国与謝郡加悦谷地方の沿革については、郡誌、町村誌等に種々論考されているのでここでは頗る簡単に述べることとする。

加悦谷の名称の起源としては次の如き諸説が行われているが、何れも決定的ではない。

一、太古此の盆地全域が入江の海であったので、温江あつえの江は岸に通じ、与謝村に舟繫石、岩屋奥に鯖釣岩等の伝説があつて、沿海一体に萱が繁茂していたから、「カヤ谷」となったという。しかし之は少々穿ちすぎた臆測

であろう。

二、建武の昔、名和長年の臣「嘉悦氏」が地方の土豪として始めて居留開拓して支配的酋長となり、其の名がそのまま地名となった。(石川村の名が奈良朝の重臣石川曆呂の領有地であつて石川の名が残つたのと同じように)然しこれも伝説としてであり、史的考証は甚だ不明である。

三、加悦町鎮座の式内神社の吾野の名より「カヤ」と発音するようになった。

四、田数帳倭名類聚抄による、神戸郷の「カンベ」が「カエ」に変じ、エがヤに転音して終に「カヤ」となった。之は他に多くの類例があり、「ン」が取り去られる。最も実証に近いと思われる。「カヤ」の名称は古くより用いられていたらしく、賀屋の字を以て、すでに永正・永享当時の文書に見られる処であり、其後田数帳にも荘園時代となつて加悦庄と決定的になつて⁽¹⁾いる。

かかる地名をもつた加悦谷の近世における経済状態は一体どのようなものであつたか。丹哥府志(卷之三)⁽²⁾によると近世の加悦谷について次の如くその概略を述べている。

加悦の庄 \parallel 南与謝村より北石川村に至る凡三里、東明石村より西岩屋に至る凡一里余、此郷大江山を以て目的とす、よつて温江村を首に記す。

◎温江村(大江山の西麓)

温江村は和名抄に謁叡というものこれなり。是より東大江山にそいて二瀬川へ道あり。(中略)

◎明石村(温江村の北)(中略)

◎石川村(明石村の次)(中略)

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態(足立)

- ◎下山田村（石川村の西加悦谷海道）（中略）
- ◎上山田村（下山田村の南）（中略）
- ◎四辻村（上山田村の次）
- ◎岩屋村（四辻村の西、但馬海道、是より藤ヶ森へ出る）（中略）
- ◎三河内村（四辻村の次）（中略）
- ◎算所村（三河内村の次）（中略）
- ◎加悦駅（算所村の次、宮津より三里）（中略）
- ◎後野村（加悦駅の次）
- ◎金屋村（後野村の次）（中略）
- ◎与謝村（金屋村の次）
- ◎雲原村（与謝村より与謝峠を越えて雲原村に至る凡一里余三但の境なり、是郷僅かに数村、よって別に部分を設けず）

即ち加悦駅（加悦町）を始めとして十三ヶ町村が三平方里余の加悦盆地の山麓に散在し、その中央を大江山に源を発し、北流して日本海（与謝海）に注ぐ野田川が貫流し、僅かな小舟が上下している姿が近世における加悦谷村落の景観であった。

気候は概して温和であり、風は春より夏にかけて南風、東南風多く、秋より冬に至り西北風多くなり、寒風と共に大雪を伴うことがある。丹後名物「うらにし」は「弁当忘れても傘忘れるな」といい、俄時雨は免れない。明治中年より大正にかけて平均年間、快晴二二日、曇二六〇日、降雨三三三日、雨量二、〇七六耗となっていて、非常に湿度の高いことは、国産である丹後縮緬機業を此の地方に発達せしめた絶対的な自然的条件の一つにな

ついでるところである。

さて近世における加悦谷盆地の経済事情がどうであったかについては、寛文年間、淀城から転封された永井尚征の検地延高に対する陳情に関連して残されている機屋文書によると、「当初両村（加悦・後野）の儀は外村に相替り山林等も無之、隣村の界は纒なる小畔を界として近郷に接候間、農業等も難相成渡世難洪に付、古代より絹屋並に精好、袖杯少々宛家業に致し罷暮」らしていたのであった。殊に延宝八・九年（一六八〇・八一）の大飢饉があつてからの丹後は苛税加重で、農民は塗炭の苦しみの中に追い詰められていたのである。例えば延宝八年（一六八〇）は「八月八日より十三日まで、古今珍敷大雨洪水にて御領内村々山崩れ河欠その分の荒地都合高三千石余有之、村々より荒地所種々願出候得共御聞ずみ無之、十二月中旬に至り御年貢取の御免定被仰出、高七万三千六百石、此取米三万六千八百石余、総免四つ八分九厘三毛に被仰出、外に口米、夫米並に御目付御代官の諸入用高一石に付一つ、都合五つ九分に被仰付、百姓一統困窮仕り、其の上十月二十三日より翌丙二月二十日迄大雪降り平地に凡一丈余有之、山入の村方にては二丈余も有之、麦作菜種悉く腐り、山林の諸鳥畜類飢死いたし前代未聞の難洪」な年であつたにもかかわらず、「不納に及び候百姓共の妻子に至る迄繩手鎖、村役人は入牢等被仰付、誠に嚴敷御取立で「御領分一統途方にくれ、相歎候得共致方無之、御領分町在方の難洪人夥敷及飢死、家屋敷土藏諸家財迄売払、其の上困窮に及び候者共は辻堂又は道筋の傍にて飢死致候者幾千人の数不知³⁾る有様であつた。また「宮津日記」には「延宝八申年は宮津領五穀大作にして乞食多く飢人夥し、九年改め老方四千八十六人、十一月より戊二月迄家三千三百十七軒潰る。牛千七百八十四こごへ死す云々⁴⁾とあり、当時の惨状が記録されている。かくて飢餓線上に追い詰められた加悦谷の農民たちは、遂に元禄十五年、奥平侯（当時の藩主）に哀訴し

ている。⁽⁵⁾此の哀訴の要点を摘録すると（一）貢租米所払の上、代銀年賦納入の件、（二）農家荒起し糧米貸下の件、（三）御免定累年均し免に決定の件、（四）稲田検見数班に分檢の件、（五）蔵納に關し、貢米四斗一升五合、此五合の端米五合斛を用ゆるの件、（六）小上げ人足、米直し女其の他雜役廢止の件、（七）麻、棉、大豆その他物成銀市場同値たるべく、同時に私的の誂物公私混同を避くるの件、（八）貢租米回漕途中難破の損失は領主、米主（納入町村）船主三者分担の件、（九）鷹匠其の他出張の役人喰い逃げ、迷惑に付賄料支払の件、（一〇）江戸行き仲間給米に就き間損填補の件、（一一）家中甲乙城崎入湯に際し道中宿泊、休憩及び供廻人足等無償徵發廢止の件（一二）大庄屋人員半減の件、平庄屋給米並に勤務年数の制限に關する件、其の他数ヶ条あつて宮津領内は不穩の空氣に充ち、之等哀訴、愁訴の容れられない場合は一揆の蜂起を免れない模様であつた⁽⁶⁾が時の大庄屋連中の奔走により、願意の大部分を容れられて事なきを得ている。降つて安永九年五月宮津町に沖の口事件があつて町在ともに騒ぎ、天明三年天変地天多く年穀稔らず、翌四年饑饉にて幕料久美浜代官所支配地に熊野郡佐野村上松幸左エ門主謀の下に百姓一揆蜂起し、幕命を奉じて宮津藩は鎮庄のため出陣しているが、宮津藩には辛うじて事なく、越えて文政五年には宮津領内に一揆が勃発している。⁽⁷⁾

このように宮津藩庫の空乏による苛劍誅求によつて、加悦谷の領民の生活は何時が来てもドン底生活にあつたと考えられるのである。

一方丹後縮緬機業も、天明五年の算所村文書に「延高に而百姓困窮仕候に付、耕作の余業に機商売仕、助力を以て御年貢御上納仕来り百姓立行候」とあるように、その生活を維持せんがために機業を必要欠くべからざる「耕作の余業」としてこれを営んでいるのである。更にその經濟生活の窮乏を訴えたるもので宝曆十一年の加悦

谷機屋行事から藩庁へ出した願書によると「然る処後野村と申地面狭く御高盛に而者末々口過難仕機商売の助力にて渡世来り申候。殊に東は温江、北は加悦、南は金屋、小畔を堺被自廻候村方にて、一畝にて茂切開き申事一向成不申、其上山林無御座候得者田畑之糞等迄近在より買調へ、野飼の中も折節は買葉を与へ並に小普請共仕候而茂以手前買調へ糞等に至迄買揃申事に御座候得者、憐愍を以て機商売相交」とあり、更に「外村は水吞日雇過之者迄茂薪を売り又は山畑にて雑穀を取り雪中を凌ぎ申す心当仕候得共、加悦、後野と申すは山林無御座候故、水吞、其日過し者迄も賃織賃繰をば心当り仕り雪中凌申候云々」とあることによつて、雪深い丹後加悦谷機業地帯の経済生活は全く余裕のない灰色生活の連続であつたと考えられる。

殊に算所村では承応三年（一六五四）に「逃散」があつて「当算所村は担平地と雖も地味悪敷往昔より困窮村にて承応三申午年てふさんいたし村中人民不殘立除き申候」とある如く、誅求に堪えかねた「村中人民不殘」は徒党を組んで敢てその地を退転したのであつた。

また西原年代雜誌に「七丙申年（天保七年）、五月二十一日頃より雨降り続き六月土用入りより米高値錢札一匁に米七合と相成り候、其の米無之貧民困窮餓死する者多し云々（9）」とあり、一度凶洪に見舞われんか、忽ちにして大慘状を呈したのであつた。天保八年の同岩屋村の農民構成を見ても「当時岩屋村百九十九軒三十九組の集合体にて百姓百二十七人の内、三十九組親、残り八十八人と水吞六十八人とが組子、外に村三役人四名にて都合百九十九人にて村中脱漏なし」とある如く水吞層が村民の三分の一強の比率を占めており、近世加悦谷地方農村の封建体制解体の進行状態を推測し得るのである。

かかる経済事情下にある機業地帯に、原料系を供給したり、米穀取引を行い、その蓄積された豊富な商業・高

利貸付資本でもって、機業家・貧農層を支配し、地方に君臨する巨商の出現するのは必然的な結果であった。
なお、安政二卯年「加悦組村々家数人数御改写」⁽¹¹⁾によると次の通りである。

一、都合家数 三千壹軒

内 貳軒 山伏

外 貳軒 山伏

三軒 社家

貳拾壹軒 寺

一、都合人数 壹万貳千貳百六拾九人

内 男 八千八拾五人

女 六千八拾四人

外 三拾五人 出家

六人 一向宗

三人 男 貳人 山伏

三人 女 壹人 山伏

一、僧俗男女宗旨寄

真言宗 二千四百六拾三人

浄土宗 千四百三人

禪宗 六千貳百 壹人

浄土真宗 五百九十七人

日蓮宗 千五百九拾五人

天台宗 女 三人

一、御領分割物高 五万九千五百六拾壹石七斗五升

内 壹万三千三百七拾八石四斗壹升七合 皆原組

(1) 山添喜一著「四辻郷土史」四頁。

(2) 「丹哥府志」小林文章父子孫三代の心血の結晶である。文章は宝曆十一辛巳三月宮津藩主本莊侯の命を奉じて編纂に着手し、子の之保、孫の之原その遺志をついで遂に完成したものであり、時に天保十二辛丑年であるから祖父が着手してから八十年の後である。

(3) 「宮津事蹟記」〔丹後史料叢書〕第五輯一三一頁―四頁）

(4) 「宮津日記」〔丹後史料叢書〕第四輯一七九頁）

(5) 岩屋村誌七〇三頁、須津村尾関重吉氏所藏文書に

「近年御領分中困窮に付当年正月（元禄十五年）分御願可申上相談に惣御領分中庄屋廻状を以申合、宮津町宿之寄合、願書相したため連判に及び候処溝尻村の庄屋九兵衛儀諸役人江出入仕候に付、ないせうに而妨候わけ有之候而、岩龍組江入不申、外組も聞恐致れんばんのき候組有之漸く六組に罷成大庄屋宿江願ひ書持參致候処加悦、算所の大庄屋にげ申され、其外大庄屋にげ候而願書受取不申候に付、庄屋中村々江罷かへり候処、百姓中ヶ様に存立候処をかいなき儀と申だんじ算所組、加悦組、すぎ組、田中組分二月廿七日に宮津江惣百姓罷出御家老御月番なつめかげゆとのへ罷越し願の訳申上候処願書御取上なく罷帰る人数三四百人の由、よく二月二十八日田中組分総百姓三百あまり大手門迄罷出候処、大庄屋源兵衛罷出さしとめ候故罷りかへり候。然る処廿七日罷出候加悦組、算所組、すぎ組のうちより六人罷出願ひの訳取次の者迄申演候者御せんぎにて被よび出候へ共つつがなく御もどし被成候。云々」

(6) 岩屋村誌七〇三頁―七〇四頁。

(7) 岩屋村誌七〇四頁―七〇五頁。

宮津城主御殿様は江戸御勤めの事に候故国元日銭の儀は少も御存じ無御座候。日銭の頭取と相見え候御方は沢辺淡右衛門様其外多分有之、在方は大庄屋、出役庄屋丈に候又不承知之御方は粟原百助様、山崎甚右衛門様此の御兩人日銭に掛り無御

座下々万民憐む斗りに候、下百姓より一人に付三文づつ立る事、御上へは九十二文の一文を以て納め候間一文に八文づつは出役庄屋の取前に相成候に付多分の口銭給米の外に有之、誠に下々のもの立行申さず難儀至極に御座候。故に十二月八日の晚石川村、奥山滋藏殿宅にて相談有之、為治郎と申御方其の外五六人寄集り、強訴目論見相極め落しぶみ手配り十三日夜領分百姓合図大川合せ大火をたき云々(下略)(三重村糸井藤右衛門の万代記録心へ帳)

松平伯耆守宗発公代文政四巳年寺社奉行御仮役被為蒙仰御国元御台所之繰廻し甚だ六ヶ敷其翌年万人講と名付町在とも男女七拾以下七歳以上老人に付銭二文相掛候に付、同午十二月十三日夜より領分の農民蜂起し、同十八日栗原利右衛門殿代理同苗百助殿騒効取鎮として波濤場出張に付郷民一統引取候事。(加悦町算所区所藏永代雜誌)

(8) 加悦町九四頁。

(9) 岩屋村誌 四七二頁。

(10) 同村誌 二五八頁。

(11) 嘉永五子年之写「宮津御領分高免定矩規」下村五郎助氏所藏。

四 土地兼併地主としての存在形態

徳川後半期において、加悦谷機業地帯における農民の経済生活は全く行詰って、「作高斗りにては百姓相続難仕」く、「水呑、其日過し者迄も賃織賃繰をば心当仕り雪中凌申候云々」とある如く、享保年間すでに彼等農民は、その経済生活打開のため新らに導入された縮緬機業にしがみついて愈やくその露命をつないでいたといつて過言ではないのである。何故かといえば、その機織業すら、最初から原料生糸の供給者たる糸問屋と、製品の販売者たる縮緬問屋に支配され、搾取と収奪に甘ねねばならない問屋制家内工業でしかあり得なかつたからである。

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態(足立)

即ち「乍恐右仕入金之儀、新糸前又御上納代呂物代銀御為替仕相立候時分は、人々大方仕入金借用仕候。其金も始終借り敷に相成候ものも多分御座候⁽¹⁾」とある如き状態で、間屋より仕入金の融資をうけていたのである。

かくて早くから商業・高利貸資本の貨幣経済の渦中であつた加悦谷農民の階級分化はかなり進んでいたと考えられるのである。例えば文化三年加悦町における一年間で、庄屋下村五郎助をはじめとする村方三役人が土地譲渡証文⁽²⁾に奥書証明した数は実に総計五三通、田畑家屋敷面積合計三町四畝二〇歩、高四三石三斗三升八合三勺五才の多額に上り、同町総割高の一割近くの田畑が移動している。

如何に土地の転売移動がはげしく、貨幣経済の渦中に貧農或は貧農機屋がもがいていたかが想像される。しかもその売却理由のほとんどすべてが年貢上納に詰つての売却であつて「作高斗りにては百姓相統難仕⁽³⁾」かつた彼等が縮緬機業にしがみついて、なお、経済界の変動や問屋資本の収奪に遭つて如何ともなし得ず、彼等の最も大切な生命とも目される田畑、家屋敷等までも手離さねばならない破目に追込れていたかをこれ等の文書によつて明らかにすることができるのである。藤田幽谷の「勸農或問」に「富者は益々富、貧者は益々貧に、膏廩の地悉く富豪のために吸とられ」とある如き現象がそのまま加悦谷機業地帯に見られるのである。即ち、それ等の諸現象は此の地方切つての豪商であつた下村五郎助家の豊富な商業・高利貸付資本が如何なる形態で近郷諸村の土地を兼併集中し、次第にその政治的、経済的権勢を握るに至つたかを明らかにすることによつて、その真相を知り得るのである。彼の土地兼併への開始は非常に早やく、徳川中期に逆上ることが出来る。即ち貞享年代（一六八四〜八七）すでに合計四通の土地買取証文が残存している。

内容は第2表によつて明らかになく、田畑二反八畝一步と屋敷二ヶ所を米九俵九斗と銀三〇匁で購入しているの

第 2 表

{自眞享
至慶応}

年代別土地集中統計表

(買取証文に依る)

年代	枚数	買取投下金額	買收理由	買收物件	売却却者
貞享	4	米9俵9斗(3)銀30匁(1)	年貢(4)	田畑敷 2反8畝1歩 家屋敷 2ヶ所	百(4) 加悦町(4)
享保	2	米7斗(1)銀100匁(1)	年貢(2)	田 1反20歩	百(2) 加悦町(2)
元文	4	米64俵7斗(3) 米銀 200匁(1)	年貢(4)	預ヶ口 15俵の田地 田 4俵1斗の田地 3反1畝	百(4) 金谷村(1) 加悦町(3)
寛保	2	米 43俵2斗	年貢(2)	屋敷 1畝2畝5歩 田 5反2畝5歩	百(2) 加悦町(2)
宝暦	4	米 2俵1斗5升 銀 68匁3分(2) 不明 (1)	年貢(3) 不明(1)	畑 4畝24歩2厘 山林 2ヶ所 山林 1ヶ所	百(4) 加悦町(4)
天明	9	銀 3匁520匁(9)	年貢(8) 困窮(1)	屋敷 9畝13歩7厘 畑 3ヶ所 山林 11歩 家屋敷 4軒 家財道具 2件	百(9) 加悦町(8) 後野村(1)
安永	2	銀 2匁775匁8分	年貢(2)	屋敷 7畝13歩	百(2) 加悦町(2)
天明	4		年貢(4)	屋敷 1反4畝19歩2厘 家屋敷 1軒	百(4) 加悦町(4)
寛政	6	銀 4匁715匁	年貢(5) 困窮(1)	屋敷 2畝1歩 畑 3畝1歩 田 3ヶ所 屋根瓦 1件 土蔵 1件 家・蔵・家財一切1件	百(5) 加悦町(6) 工(1)
享和	1	銀 530匁	年貢(1)	屋敷28歩	百(1) 後野村(1)
文政	1	銀 250匁	困窮(1)	屋敷 2畝1歩	寺(1) 加悦町(1)

京神田後藤屋敷屋敷業神田屋敷の屋敷業資本家の存在形態 (民六)

天保	3	銀 1ノ080匁(2)不明(1)	年貢(2) 不明(1)	屋敷 2畝1歩 田 2反3畝23歩半	百(3)	金谷村(1) 加茂町(2)
弘化	1	銀 150匁	年貢(1)	高 24石1斗	百(1)	加茂町(1)
1848~1853 嘉永	3	銀 930匁	年貢(3)	田 6畝5歩5 畑 1ヶ所 土蔵 1ヶ所	百(3)	加茂町(3)
合 計	46	銀 13貫699匁1分 米 123俵 2斗5升 不明(1)	年貢(41) 困窮(3) 不明(2)	田畑 1町5反9畝22歩5厘 田畑預ケ 6ヶ所 19俵1斗 田畑高 24石1斗 屋敷 24反9畝18歩9厘 家敷 2ヶ所 土蔵 6軒 家財道具 3軒 土家根瓦 3件 屋 1件	寺(1) 百(44) 工(1)	加茂町(42) 金谷村(2) 後野(2)

貢上納のために彼の手に集中されたのである。家屋敷買取の実例をあげると次の如くである。

売渡シ申屋舗之事⁽⁶⁾

一、屋敷巻畝式歩 高岩斗三升六合

此米拾五俵式斗也

右之代米髓ニ請取亥御年貢ニ上納仕候処実正ニ御座候然上者右之屋敷に付一門一類不及申内外如何様之六ヶ敷儀出来仕候共
少茂申分無御座候為後日売券証文依而如件

寛保三年亥十二月

助三郎殿

売主 善四郎 善四郎 善四郎
組頭 忠兵衛 忠兵衛 忠兵衛
同断 五兵衛 五兵衛 五兵衛
庄屋 右衛門 右衛門 右衛門

居家売券証文之事⁽⁷⁾

一、居家式軒 但 間口 三
 戸裏行 二二 間半
 代銭三拾目 二本

右之居家当年之御年貢ニ差詰リ代銭三拾匁ニ売渡シ則代銭三拾匁ニ請取御上納仕候所実正明白御座候然ル所私借宅仕度候家賃之儀に米老斗五升屋敷年貢米老斗七升都合三斗式升外ニ竈日役相立可申候

尤修復之儀者手前ニ而可仕候右売渡シ候より家ニ付少シ茂申分無御座候後日之家売券借宅証文仍而如件

天明六丙午十二月

角屋	五郎助殿	同断	同断	同断	請人	売主	兵政	兵政	兵政	七郎	七郎
		安三郎	兵四郎	兵五郎							

売渡申道具之事

一、仏 壇	老つ	代銀	百目
一、箆 筒	老つ	代銀	四拾五匁
一、屏 風	片シ	代銀	三拾五匁

右之通代銀百八拾目ニ売申候実正明白也右之道具此方ニ慥ニ預リ置申候何時ニ而も急度相渡シ申候為後日証文如件

安永三年七月

角屋五郎助様

丹波屋 平右衛門

なお下村五郎助家の田畑名寄帳を町村別に集計すると第3表の如くなり、その所有範囲は近郷十ヶ町村にわた

近世丹後縮緬織業地帯における商業資本家の存在形態(足立)

り、高一二六石五斗二升八合一勺に上り、加悦町総割高(第1表参照)の約一〇%近くの高が彼の所有に帰しており、幕末には七〜八町歩の田畑・屋敷と七ヶ所の山林、その上多数の借家を所持する大富豪になっていたのである。

第 3 表 下村五郎助所持 [田畑名密明細帳] 町村別集計表 (慶応に至るまで)

村 名	筆数	面 積	高	預 ヶ 口	徳 米	備 考
加悦町	67	町反畝歩 3.3.0.14.15	石斗升合勺 52.6.3.0.5.5	俵斗升合 169.0.9.6	俵斗升合 67.3.1.3	田畑(47筆)屋敷(20筆)外 に山林6ヶ所
加悦奥村	不明	不 明	3.7.7.4.0.0	9.2.8.0	1.2.3.8	
香 河 村	12	0.8.1.00.00	11.5.0.0.8.0	5.7.0.4	12.0.0.0	} 外に山林1ヶ所
算所屋村	8	不 明	22.2.5.9.0.0	49.1.3.9	不 明	
岩 山 田 村	1	不 明	0.0.1.0.0.0	1.2.0.0	不 明	買収価格 6貫匁 買収価格 25貫570匁
上常吉村	8	1.0.0.05.00	17.3.8.8.0.0	不 明	不 明	
額田村 (天田郡)	2	不 明	4.9.3.7.5.0	10.1.5.0	不 明	外に 家1軒
後野村	7	4.5.11.50	4.0.7.8.9.5	不 明	不 明	
江原村	5	7.5.7.00 2.3.12.00	1.7.1.1.3.0	20.2.0.0	不 明	
10ヶ町村	3	126.5.2.8.1	2.8.6.0.0.0	不 明	不 明	

(1) 天明五年機屋より「御尋に付年恐奉申上口上寛」

(2) 文化三年加悦町庄屋下村五郎助「要用寛」

(3) 石川村誌 四一〇頁。

(4) 〃(7) 加悦町下村五郎助氏所蔵

五 商業資本家としての存在形態

(一) 丹後縮緬機業界における活躍

丹後縮緬機業はすでに述べた如く「作高斗にては取統難仕御座候に付為助力先年より絹縮緬機少々織来り」たる貧農の「農閑余業」的なものであったから、貢租の重圧、或は幾度となく襲来する凶洪と不作、或は機業界の不況に見舞われた彼等は、一時的にしろその経済生活の危機から脱却せんとして、豊富な商業資本を蓄積した富商の下に走らざるを得なかつたのである。

しかして一時は商業資本の支配下に立つてその露命をつなぎ得た彼等ではあつたが、やがては逆に、その商業資本によつて収奪を受けねばならぬ運命に必然的に置かれたのである。これを立場をかえていうならば商業資本家は、これ等多くの零細な貧農機屋達の上に吸著して次第に成長し、発展の徑路をたどつたともいえるのである。かかる実例は枚挙にいとまがないのであるが、その一、二を示せば次の如くである。

〔例証一〕

覚 (一) (2)

一、銀 貳百八拾目也

右者私糸代立銀村役人様御立入当年春より来ル卯年迄拾ケ年頼母子仕方御頼申上候処御承知被成下忝仕合奉存候然ル上ハ毎

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態 (足立)

暮限り銀貳拾七匁六分づつ満会迄無遅滞懸戻し可申候万一老ケ年ニ而も差滞候ハハ受人罷出急度取立相渡し少しも御損懸ケ申間敷候

為後日受人加判証文仍如件

安政五年年三月

加悦町

弥四郎殿

借主	三河内村	元	藏印
受人	同村	喜右衛門印	
同町	同村	清左衛門印	

覚（三）⁽³⁾

一、銀貳貫八百八拾三匁七分貳厘

糸代銀滯元利御銀也

内

銀貳貫貳百三拾五匁七分貳厘

當時立

同 六百五拾匁

勘弁銀

右之通双方申分無御座下濟相整候全御威光与冥加至極難有仕合奉存候、然ル上者右出入ニ付重而御願ケ間敷儀不奉申上候依之証人一同連印濟口証文奉差上候如件

文久元酉年六月

訴訟人 加悦町 角屋 弥四郎

加悦町庄屋

同町 庄屋（不明）

下村助三郎殿

覚（三）⁽⁴⁾

一、銀合一貫七百七拾五匁六分

右ハ糸代銀也髓ニ預り申処実正ニ御座候然ル上ハ五月朔日より老步半之加利足ニ而六月廿一日切ニ元利共無相違相済可申

候為後日如此ニ御座候 以上

嘉永二年四月廿八日

加屋町
庄八殿

後野村米屋 清 四 郎印

即ち「覚(一)」「は糸代銀の融資であり、「覚(二)」は融資した糸代銀の取立てを訴訟によって解決せんとした例であり、「覚(三)」は糸代銀の融資は利息付の融通であった事を示すものであり、彼の商取引の頗る厳格であったことが、これらの諸覚書によってうかがわれると同時に、貧農機屋達がやがてはその融資を通じて巨大なる商業資本に取奪される運命にあったことを知ることができるのである。

更に彼は掛機による縮緬機織を経営しており、所謂問屋制家内工業を経営しているのである。なお掛機については「立命館経済学第七卷第一号、拙稿近世丹後縮緬機業地における糸問屋の存在形態」において詳述しておいたから参照されたい。

しかして例証にあげた「差入申一札之事」⁽⁵⁾の糸替賃機渡世の忠右衛門は、加悦町から随分遠距離にある奥丹後竹野郡木津村の住人であることから、如何に下村五郎助の商業資本家としての活躍が大きかったかを知ることが出来るのである。

〔例証二〕 掛機による問屋制家内工業の経営

差入申一札之事

私共儀

此度糸替賃機縮緬渡世御願申上候処早速御承知被下難有仕合ニ奉存候然ル上ハ糸目勘定勿論糸代金とも毎年七月日十二月両度急度御勘定可仕若一度ニ而も不勘定之節ハ請人より弁金仕聊御心配相掛申問敷為後日請人加判仕候上者毛頭相違無御座候

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態(足立)

五七 (四五一)

仍而如件

明治五壬申正月

木津俊野村

忠右衛門

請人親類 同村

伊兵衛

加悦町

越後屋

下村五郎助殿

源三郎

なお、彼が機業界で早やくから重鎮として活躍していたことは、明和年間に加悦谷機業界側を代表して西陣機業界側の代表行司と原料糸購入について種々折衝を重ね、当時その払底と高価の原因をなしていた西陣機業家及び糸問屋側の横暴を屈伏せしめ、西陣・丹後両機業の共存共栄体制を確立するに至っている事実によって明らかにされるのである。彼の機業界における活躍とその功績は実に偉大なりといわざるを得ないのである。

今京都西陣との折衝における真相を明らかにし丹後縮緬機業側が京都糸屋町側に屈服したとなす京都労研調査報告「丹後機業の構造分析」（二三頁）の所説の誤謬を指摘したい。即ち報告書によると、丹後の「機屋はまた京都糸屋町からも独占支配された。いわゆる田舎絹の氾濫に市場を乱された西陣の機屋は、延享元年（一七四四）京都所司代に請願して丹後縮緬の京都移入高を制限せしめたが、絹問屋を通じてだけではその流入を押えきれなかった。それで明和六年（一七六六）にはついに糸問屋をして原料糸の供給を停止させるという非常手段に出た」として、この原料糸の供給停止が丹後機業側に打撃を与え、遂に一年半ばかりで丹後機業家が降伏し、そのとりなし方を西陣織屋行事へ申入れたと論断しているが、これは全くの誤りであって、西陣機業家が丹後機業に対する原料糸供給の停止といった独占的暴挙に出た。その結果、江州商人中井源左衛門の商魂逞しい生糸の買占めと、丹

後加悦谷地方への商機逸すべからずとする進出によって、京都登せ糸の払底と高騰が生じ、西陣側は自らの手で自らの首を締めるといった逆現象を生じ、遂にその苦境に堪えかねて丹後機業側に降伏し、「源左衛門并関東系に限り直買御止め候上、新規に機数増長不致様是迄之通御互に可被申合候はば京都機屋一統右御指留之義願下げ致度存候」と和睦の申入れをしているのである。その間の取替証文は次の如くであつて、その経緯は明らかである。即ち先ず京都西陣側からの和睦申入れの一札が丹後機業界に送られたのである。

一札之事⁽⁶⁾

一、此度国方江糸売下し之儀に付去年御指留め御願仕候処 双方、勝手に相成候由承り候に付右糸売下し之儀御願下げ可仕様内々及熟談候に付、国方江京都より糸売下しに相成候はば、其御地江他国より売込み候糸并に糸出候国々より直き買御止め可被成段御証文為取替可申処、御公儀様江未願出不申候に付御互に為取替難致候得共、国方より何れも直買被成間敷段御証文御登し被成下候はば早速糸屋町兩行事并に私共仲間中江熟談の上早々願出可申候尤御聞届被為成下候上は国方江糸屋町より急度糸売下させ可申段此証文を以取斗可仕候。万一御願難被為仰付候はば国方より御登し被成候証文此手形を以御返并可申候。為其預り証文仍而如件。

明和七年十二月六日

西陣高機織屋八組之内北猪熊町行事 純子屋 新 兵衛

丹後加悦町 角屋五郎助様

近衛表町行事 松木屋 安 右衛門

金谷善七様

実相院町行事 大和屋 伴 兵衛

「申合一札之事」⁽⁷⁾

一、前々より京都西陣織屋中より他国江糸売下し申間敷之旨同所糸屋町江申合在之候処、内々にて売米候者有之候に付去る丑

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態(足立)

年京都御公儀様江御願申上候処、御吟味之上御差留に相成候上敷敷御咎候者有之候然る処去来以来糸払底に相成京都問屋荷物等も無数、次第に糸高値に相成候段西陣機屋行司共穿鑿致候処、江州日野中井源左衛門と申者其御地所々江出店を拵人数多召抱、奥州、上州糸多分買取候故其御地、京都共相場相狂ひ払底に相成双方差支難儀罷成候段相聞候に付、機屋御同職の儀に御座候得者此度右源左衛門并に関東糸に限り直買御止め候上、新規に機数増長不致候様是迄之通御互に可被申合候はば、京都機屋一統に右御差留之義願下げ致度存候。御同心の上各方よりも一札可被差越候。依之前々之通表向にて糸屋町より売買致可申候間此段御地頭様江可被御届置成候。尤御国方京都西陣正路に申合候上は、後々至御互差支之義在之候はば又々申相相改可申候。為後日為取替一札如件

明和七年寅十二月

近衛殿表町西陣織屋月行事 松木屋 安 右 衛 門

丹後加悦町

角屋五郎助様

金谷善七様

御行事中様

北猪熊町同織屋惣代

純子屋 新 兵 衛

即ち「其御地江他国より売込候糸并糸出候国々より直買御止め」御聞届被為成下候上は国方江糸屋町より急度売下させ可申」との手紙と一語に、「申合一札之事」の契約手形証を丹後側に送って和睦を申入れているのである。それには「江州日野中井源左衛門と申者其地所々出店を拵、人数多召抱、奥州、上州糸多分買取候故、其御地、京都共相場相狂ひ払底に相成双方差支難儀罷成候段相聞候に付、機屋御同職の義に御座候得者云々」と江州商人の脅威に屈服し、丹後に和睦を申入れ「御同心之上、各方より、一札可被差越候」と、丹後側に承認の契約手形証を期待している。これに対し、丹後側では、全面的に西陣側の申入れ書を承認し、両者の共存共栄策をもって対処したのである。即ち次の如き「申合一札」の手形を西陣に送ったのである。

申合一札之事⁽⁸⁾

一、京都糸屋町より年来糸買取来候処去る丑年（明和六年）西陣より御願被成御差止に相成、敵御咎候衆中茂在之候付去年以來京都より売買無之候故江州日野中井源左衛門と申者当地へ糸致持来、其外大津、伏見にて直買取来候次第に糸高値に相成候に付西陣御行事中より御穿鑿被成候処、右之者共所々之糸買時行相場相狂ひ高値にて甚手支に罷成候。然る処、度、直買相止め候はば、是迄の通糸屋町より表向にて買取候様御願下げ可被下候段、御尤と存候。然る上は右源右衛門糸並関東糸に限り直買急度相止め、勿論新規に機増長不致候様前々より去年迄之通可申合候、此段御地頭様江御届申上置御互、正路に致可申候。後々に至り、差支之儀在之候はば、又々申合相改め可申候、為後日之為取替一札如件

明和七年寅十二月

村々行司

西陣織屋月行司 松木屋安右衛門殿

同 織屋総代 純子屋新兵衛殿

即ち、今日の難儀は全く原料糸の供給を差留めた貴方西陣側の自ら蒔いた種であるとし、「直買相止め候ハバ是迄之通京都糸屋中より表向に而買取候様御願下可被下候段承知仕御尤と存候」と西陣側の和睦申入れを承認し「然ル上者右源左衛門并関東糸に限り直買急度相止め勿論新規に機増長不致候様前々より去年迄之通可申合候」と約して、「御互正路に致可申候」と西陣と丹後の共存共栄をうたい、「後々に至り差支之義在之候はば又々申合相改め可申候」と結んでいたのであって、そこに丹後が糸屋町に屈伏したかの如き言葉は少しも見当らないのである。此の点「丹後機業の構造分析」の所説は、大なる誤謬をおかしているといわざるを得ないのである。

さて、京都側の此の和睦申入れに対する丹後側の承認書「申合一札之事」を受け取った西陣側が、安堵の胸をなでおろして喜んだことは想像に難くない。早速約束通り京都の御番所に出訴し、原料糸供給の解禁をせんとし

たが、年末で御番所が休暇になるのでどうすることも出来ないが、来春早々には解禁されると思うから御承知願いたいとの報告をかねて、申しわけの手紙を丹後に送っている。文中に「御承知之上為御取替之証文に御印形被成御登し被下大慶仕候」とあり、更に又願下げ延引の断りに「延引仕候迎茂此方共違変仕候者曾以無之候に付以書中御断申入候云々」とあることから、丹後側の気嫌を損ねないように努力している西陣側の心情と、安堵して大喜びをしている様子が明らかにされるのである。

「手紙」(9)

未得貴意候処、御堅勝被成御座奉珍賀寔ニ此間者京都織屋中より行司為名代同行事之内大和屋伊兵衛殿指下し其御地江糸屋町より差留の糸売買之儀ニ付熟談候御承知之上為御取替之証文に御印形被成御登し被下大慶仕候依之早速先達願上候趣御願下ケ可仕候処先達而大津屋善殿方迄申遣候通月送之初昨今織屋ニ渋難之儀有之候私共も得下り不申伊兵衛殿名代指下し申折柄故早速惣中江披露仕候得共当時行届兼候も各々相談仕候内右之一件相済候ニ付早速糸屋町兩行司江得と掛合早々願下ケ可仕と存候得共京都御番所御出訴之儀十九日切ニ候故来春迄相休み候様ニ被仰聞候ニ付無掘延引仕候尤此節京都糸底ニ付糸屋町よりも当十四日より問屋立テ之儀相留の対談ニ相掛リ候程之弘底ニ候得者此段御賢察被成下候

扱て私共仲ケ間にも御証文被差越候上者早速御願下ケ可仕処月廻にも御番所之義日限御延引に相成候ハ者無是非来春迄延引仕候乍併延引仕候迎茂此方共違変仕候者曾以無之候ニ付以書中御断申入候間此上得と糸屋町行事共と熟談之上来春早々願出候ハハ定而無相違可被為仰付と奉存候 恐惶謹言

十二月九日

近衛殿表町

松木屋安右衛門

西陣北猪熊町

純子屋新兵衛

丹後加悦町

角屋五郎助様

金谷善七様

御行事中様

西陣実相院町

大和屋伊兵衛[㊟]

追啓御支配村々へ別書申上度候へ共御行可様より此書状を以宜敷御披露御伝進可被下候 以上

要するに京都労研調査報告「丹後機業の構造分析」が、丹後縮緬機業界は京都糸屋町に屈伏したとの間違った断定を下したのは、西陣と丹後の交換文書の時間的前後を取り違えた結果から生じたものである。正しくは西陣が丹後に屈伏したのである。しかしてこれ等の文書を通して、如何に下村五郎助が丹後加悦谷機業地帯における重要人物であり、如何に活躍していたかを窺い知ることが出来るのである。なお幕末における糸・絹問屋としての彼の活躍は、既に述べた如く数多くの糸代銀の貸付証文や、掛機証文によって明らかにされるのであるが、更に同じ加悦町の糸・絹問屋杉本利右衛門家の取引により、その糸商人として活躍の一部を知る事が出来るのである。

例(1)、大福帳(天保十四年正月作製)における取引⁽¹⁰⁾

辰七月廿日

六六六

一 出銀 九百廿二匁四分

金拾四兩(七月十六日かし)

リ 五匁九分七厘

入金 拾四兩と銀六匁七分四厘

入 済

六月晦日

一、銀 九百六拾九匁一分

酒重糸代かし

此金拾四兩二朱と二匁九分五厘

リ廿七匁八分四厘

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態(足立)

八月十三日

一、入銀 六百六十六匁

金拾兩入(十七日)

十六日

同 三百三十三匁

中儀渡分金五兩(十四日)

リ一匁八分六厘

例(四)、弘化二年「糸仕入帳」における取引⁽¹⁾

角屋五郎助

八月七日元

一、ころや糸

五百三十巻 四百九十二 五百三十三 五百廿五 四百六十五 五百廿九 五百廿 五百目 五百十四

四貫六百九匁

内九匁引

正味 四貫六百目

七七六

代銀 老貫七百八拾四匁八分

外に九匁 字平に渡す だちん

老貫七百九拾三匁八分

六五六

内 三百九拾三匁六分

金六兩渡し

リ 十六匁四分

金老分字平渡し

差引老貫三百八十三匁八分

不足

リ 四匁四分三厘

八月十五日改

老貫三百八拾八匁三厘

かり

八月十五日

内 卷貫三百三十八匁四分五厘 六五六

金廿兩一分二朱ト

差引 四拾九匁七分八厘

拾貳匁九厘 渡し

此金三分ト拾六匁六厘

角五へ渡済み

なお、弘化二年の杉本利右衛門との取引状況は、立命館経済学第七卷第一号拙稿「近世丹後縮緬機業地帯（四六頁）」における糸問屋の存在形態の「糸仕入状況表」を参照されたい。

糸商人としての経営形態については残存文書が下村家にないので残念乍ら不明である。

(二) 米穀取引商人としての活躍

彼が蓄積した豊富な商業資本をもって、米穀商人として顕著な活躍をしているのを明確に知り得るのは維新当時になつてであるが、彼が貞享年代（一六八四〜八七）の早い時代にあつても、すでに盛んに米穀をもって田畑を集中し始めており、寛保年代（一七四一〜四三）には地米を近村から買っている事実が見える。即ち次の通りである。

覚⁽¹²⁾

一、御手形八俵也 石に付五拾九匁八分質 代二百五拾五匁三分

一、貳百六拾八匁 請取

内 二百五拾五匁三分六厘 右手形代入

三分 かん引

残テ拾貳匁三分四厘 返り

右之通銀子御持せ遣し申候 樋ニ御請取可成候

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態（足立）

寛保三年亥十二月日
加悦町角屋助三郎殿

金屋村庄屋市郎右衛門

更に、幕末になると彼は宮津藩の御用達商人、扶持商人となつて、同藩御用達商人中垣清藏、杉本利右衛門の三名でもつて、藩貸調達銀七拾貫に対し米二百俵（代銀七拾三貫廿壹匁八厘）の払下げをうけている。

下村五郎助
中垣清藏 杉本利右衛門⁽¹³⁾

安政元寅年十二月

一、御米貳百俵

御払米受

八百八拾五匁封差

外ニ六匁三分八厘

代銀七拾三貫廿壹匁八厘

同十二月廿三日

一、銀七拾貫匁

右三人割合調達銀

〃 六貫七百廿匁

掛屋濟八ヶ月壹分貳厘足

残り銀三貫六百九拾八匁九分貳厘

徳

三ッ割

一 卷貫貳百三拾貳匁九分七厘宛

此金 拾貳兩壹步壹朱ト
銀拾壹匁九分五厘

手前分入手済

心 控

一、銀七拾壹貫三百拾匁六厘

米貳百俵

内銀 七拾貫目

残り銀 老貫三百拾匁

銀 三貫六百九拾八匁九分貳厘

五貫八匁九分貳厘

御上調達
米代不足
前書三人割宛利徳銀
同 三人徳銀也

寅十二月

一、銀三百六拾八匁

右御礼入用

卯八月

一、錢 百文

石川様江三人分礼割当済し

即ち幕末における宮津藩財政の窮乏はその極に達し、領内の豊富な商業資本家達に依存し、彼等に御用達商人扶持商人としての特権を与え、これを殊遇することによって、種々の名目で融資借用に及んでいるのである。反面彼等においても藩に融資する代償に種々の特権を得、藩権力を背景にして暴利を貪ったと考えられる。下村五郎助もその一人であり、藩貸↓特権↓米穀払下げ↓米穀取引↓巨利↓商業資本蓄積といった過程をたどっていったのである。

なお、彼が自己所有の船舶をもって、他領（北陸地方）の米穀を多量に取引していることは、次の売仕切書及び覚書によって明らかにされる。

売 仕 切 ⁽¹⁴⁾

一、越後米貳百四拾貳俵

一、印 拾六俵

此米 七石〇四升

四 四

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態（足立）

一 印 五拾貳俵 四貳七

此 米貳拾貳石貳斗四合

無 印 三拾貳俵 四三七

此 米 拾三石九斗八升四合

.. 印 四拾壹俵 四 卷

此 米 拾六石八斗壹升

一 印 五拾貳俵 四貳六

此 米 貳拾貳石壹斗五升貳合

大 印 三拾八俵 四貳三五

此 米 拾六石九升三合

無 印 拾壹 俵 四壹七

此 米 四石五斗八升九合

此 百貳石八斗七升貳合

内 貳石五斗七升貳合 先中切出し引

差引 百石三斗

九兩がへ 代金九百貳兩貳分

永廿匁六分三厘

右之通仕切帳目録別紙差引ニ而無相違相渡申候

明治二年六月

越後屋源三郎

自在丸

角屋市郎兵衛殿

宿屋権治郎

表

六百石積	丹後国与謝郡 加悦町
自在丸	下村五郎助 船
乗組拾人	市右衛門 乗

明治五年申五月	豊岡県庁印
---------	-------

覚(15)

一、越後米貳百四拾貳俵

此米 百石二斗

九両がへ

代金 九百貳兩貳分

内

三拾老奴五分

永間違 貳拾老奴 三拾老引之事

式ノ金九百貳兩 永

三拾老奴四分

右之通慥ニ預り申候

以上

明治貳年自在丸

角屋六兵衛殿

宿越後屋権源治三郎

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態(足立)

六九(四六三)

かくて、彼が明治初年には巨大なる米穀商人として、数隻の船舶を駆馳して活躍していた事は、彼の出石・宮津・舞鶴三藩に対する巨額の藩貸、今に残存する広大な家・蔵・屋敷、及び明治七年戊五月吉日の「売大宝恵」「買大宝恵」の巨額な商業資本金の動きを見ても明らかである。なお同家には慶応三丁卯六月、赤野七代嘉右衛門写之の「丹後宮津城御藏米直段記録」が残存し、元禄九年（一六九六）以降毎年の米値段が記録され、明治に至る約百七十年間の米の動きを知り得るので参考のために表示しておく次第である。

明治7年戊五月吉日売大宝恵 ⑩

九月切帳記（売）		代	金	厘
俵数				
	500	1.133.	78.6	
	500	1.096.	49.3	
	500	1.136.	36.4	
	500	1.136.	34.0	
	500	1.160.	09.3	
	500	1.111.	11.1	
合計	6000	13.593.	97.4	
	十一月切調覚			
合計	拾三本也	代金	15.540.	39.1

明治7年戊五月吉日買大宝恵 ⑪

10月切買方覚				厘
合計	12本也		14.609.	39.0
	10月切売方覚			
合計	12本也		16.139.	33.5
			1,529.94.5	……利金
	11月切買方覚			
合計	13本也	代金	15.737.	12.4
	11月切売方覚			
合計	13本也	代金	15.540.	39.1
差引				
			196.73.3	…損

(三) 酒屋商人としての活躍

彼は米穀取引商人として活躍する一方、その米穀を原料にして酒の醸造業を経営し、酒の卸売と小売販売を行

第4表 元禄9年～慶応2年〔宮津藩蔵米価格表〕

年号	米価	年号	米価	年号	米価	年号	米価
元禄9年 (1696)	41	寛保元年 (1741)	74	4	78	10	63
10	50	2	66.5		3月よ り120	11	85
11	50	3	77	5		12	73.5
12	70	延享元年 (1744)	67	6	67	天保元年 (1830)	74
13	69	2	74	7	73		78
14	68	3	65	8	71	3	81
15	73	4	70	寛政元年 (1789)	69	4	105
16	62	寛延元年 (1748)	71	2	58	5	83
宝永元年 (1704)	57	2	66.5	3	57	6	92
2	55	3	62	4	87	7	180
3	63	宝暦元年 (1751)	60	5	68	8	82
4	65	2	45	6	68.5	9	58
5	58	3	49	7	90	10	71.5
6	57	4	65	8	80	11	61.3
7	95	5	90	9	76	12	74.8
正徳元年 (1711)	71	6	65	10	70	13	56.3
2	103	7	60	11	83	14	70.7
3	137	8	65	12	85	弘化元年 (1844)	76.6
4	152	9	58	享和元年 (1801)	73	2	87.5
5	128	10	53.5	2	70	3	75
享保元年 (1716)	130	11	49	3	60	4	84.7
2	122	12	65	文化元年 (1804)	66	嘉永元年 (1848)	85
3	120	13	62	2	68	2	105.5
4	150	明和元年 (1764)	66	3	65	3	132.5
5	160	2	69	4	80	4	86.3
6	220	3	65	5	69	5	94.8
7	50	4	90	6	65	6	92.5
8	48	5	82	7	67	安政元年 (1854)	92.0
9	41	6	76	8	62.5	2	74
10	46	7	73	9	74	3	69.5
11	48	8	68	10	70	4	107
12	50	永安元年 (1772)	62	11	69	5	128
13	120	2	60	12	85	6	130
14	38	3	62	13	79	万延元年	195
15	37	4	60	14	67	文久元年	138
16	40	5	66	文政元年 (1818)	63	2	140
17	70	6	76	2	51	3	190
18	48	7	77	3	55	元治元年	217
19	46	8	57	4	60	応元年慶	442.5
20	47	9	56	5	65	2	88.5
元文元年 (1736)	42	天明元年 (1781)	66	6	74.5	(1866)	
2	42	2	81	7	67		
3	90	3	50	8	84		
4	73.5			9	66.5		
5	84						

い、益々商業的利潤の蓄積を図ったのである。今に、当時の立派な看板が残存している。なお酒屋経営が随分古くから行われていたと考えられるのは、寛保三年（一七四三）に酒株を譲り受けている文書が残存していることによつて推測されるのである。次にその文書あげ彼の酒屋経営者たりしこと明らかにする。

乍恐奉願上口上之覚

一、後野村武兵衛所持仕候酒株六石式斗五升之内三石分ケ株ニ仕私譲リ請申付奉存候間乍恐願之通被為仰付下候者難有仕合と可奉存候 以上

寛保三年亥壬四月

右之通相違無御座候間被仰付可被下候 以上

大崎勘兵衛様

加悦町願主	助	三	郎
同 町組頭	五	兵	衛
右 同 断	忠	兵	衛
同 町庄屋	喜	右	衛
加悦組大庄屋	善	右	衛

（四） 船舶利用商人としての活躍

前述の如く、彼の幕末から維新当初にかけての莫大なる米穀取引は、自己所有の船舶を利用して行われたのであり、新潟を中心とする越前・越後の米を全く自己の計算と危険において買入れ、大阪に運んで売捌き、（上り荷）帰りには、砂糖・蠟・木綿・鉄・刃金・塩・生姜等を「戻荷」として買い込み、更に丹後縮緬等を積んで北陸方面で売却し、巨利を博したと考えられるのである。しかも彼の背後には、舞鶴・宮津・出石の山陰における三雄藩の権勢と支援があったことはいうまでもない。彼はこれ等三藩の財政を援助する反面、深く藩権力と結合し、数隻の帆船を日本海に浮べて盛んに商取引を行ったのである。彼が「戻り荷」として砂糖を新潟商人に売捌

いっている例として次の如きものが見受けられる。

御売目録⁽¹⁸⁾

帶湯丸

一、名波黒 三拾八挺

此掛× 六百八拾九貫三百匁

一、同 黒 拾貳挺

此掛× 貳百八拾壹貫八百匁

貳× 千百七拾壹貫百目

内

貳百拾五貫匁

ふうたい

正味 九百五拾六貫百目

此斤四千七百八拾斤〇五分

直段拾八斤

がい

一、代金 貳百六拾五兩

五拾八匁三分三厘

内

一金 八兩八拾五匁八分七厘

貳割劔
貳割出行

一金 六兩四拾壹匁八分貳厘

藏しきめ掛入用共

一金 壹兩九拾四匁五分七厘

運送方 水揚瀬元共

小

× 金拾七兩貳拾壹匁六分三厘

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態（足立）

正味 金貳百四拾八兩三拾六匁六分七厘

右之通買請代金不殘別紙預ケニ入相済申処依而如件

明治六酉歲六月

下村 貫 藏殿

越後新潟

坂井 卯 八郎

なお、彼が所有していた船舶で、残存する木製の鑑札⁽¹⁹⁾（豊岡県発行）によって判明しているものは次の通りである。

六百石積	自 在 丸	乗組員 拾 人	明治五壬申五月 豊岡県庁
三百貳拾石積	順 風 丸	乗組員 八 人	明治六年二月 豊岡県庁
三百八拾石積	磯 部 丸	乗組員 九 人	明治八年四月 豊岡県庁
三百四拾九石積	益 宝 丸	乗組員 八 人	明治八年四月 豊岡県庁

これ等の帆船が五郎助船として日本海の商品流通に活躍していたのである。更に彼は他から船舶を買受けて、その補充を図った例として、次の如き例が見られる。

船玉讓渡証文之事⁽²⁰⁾

一、拾八反帆回船 老艘

但 三ツ道具附相渡申候

代金 三百貳拾八兩ト 錢壹貫百拾壹文

右之通船玉讓渡書面之代金只今髓ニ受取申出実正ニ御座候然ル上者右船玉ニ付脇外より如何様之儀申出候もの有之候共拙者
何方迄茂罷出急度埒明貴殿江少し茂御迷惑相懸ケ申間敷候 為後日船玉讓渡証文如件

明治六酉年五月

丹後国加悦町

下村五郎 助殿

右 宿

坂井卯八殿

船玉讓主

西村治郎吉

口入人

本間太郎平

この船舶価格からして当時の彼の船舶資本のおよその金額を知ることが出来る。又、彼が大坂方面と取引していることを証明するものとしては、大坂長堀の取引商人「嶋重」発行の「相庭」表が残存しており、又これ等によって当時の物価を知り得るのである。

相庭⁽²¹⁾ (明治六年五月十三日)

- 一、加州米
- 一、明の米
- 一、庄内米
- 一、三田米
- 一、秋田地回米
- 一、庄内大豆

新 五円五十銭

新 同断

古 五円八十銭

新 五円五十銭

古 五円八十銭

四円四十銭

一、同小豆

一、菜種

一、鳥賊

(以上上り荷か?)

一、坂上綿

一、山城綿

五円廿銭

拾円

六円七八十銭

九円廿銭

八円八十銭

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態(足立)

七五(四六九)

一、河内綿	同	八円四十銭
一、白砂糖	二三	十四銭より十二銭
一、同三盆	二三	式十銭より十七銭
一、黒砂糖	二〇	六銭八厘
一、焚込	二三	五銭七厘より五厘
一、蛹	百斤	十四円九十銭
一、種油		三十一円五十銭位

一、桐油	廿六円五十銭位
一、鯉節	十老式円位
一、皮鯨	八円三十銭
一、小麦	四円老式十銭
一、麦安	三円也

(以上戻り荷か?)

大阪長堀 嶋 重

(五) 御用達商人・扶持商人としての活躍

かくして、豊富なる商業資本を蓄積した彼の勢力は、単に近郷諸村をその支配下におさめただけではなく、藩庫窮乏に悩む領主の財政のみならず、他藩主の財政にまで侵入していった。そして藩主への融資はやがてその藩領における彼の政治的特権、経済的特権の付与と獲得となつて現われ、いわゆる御用達商人・扶持商人となつたのである。さきによべた宮津藩における蔵米の払下げと、藩への調達銀上納との交換条件に見える商業経営の如きは、即ちこれである。

更に舞鶴藩に対する財政的援助の功績によつて、彼は「拾人扶持」を贈与され、又同藩の「会計方用向預」の御用達商人に任ぜられ、年々米三十俵が贈与されるに至つてゐる。即ち次の如し。

(22) 覚

以来勝手向之儀預御懇切候ニ付拾人扶持被差贈候者也。

明治二年巳巳年五月

下村五郎助殿

牧野鏑太郎内

河村謙浦

富田彦一郎

森汀

覚⁽²³⁾

一、銀七百匁也

右者为冥加銀差上致受納候 以上

明治二年十一月

加悦町

弥四郎殿

山下安左衛門

(24)

覚当藩會計方用向預御世話候ニ付以来米三拾俵宛年々被相贈候者也

舞鶴藩

明治四年未年

正月

會計方

下村五郎助殿

舞鶴藩
會計事務
之印事

(1) 石川村誌 四一〇頁。

(2) } (9) 加悦町下村五郎助氏所蔵。

(13) } (24) }

(10) } (12) 加悦町杉本誠一氏所蔵。

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態(足立)

六 利貸資本家としての存在形態

(一) 庶民貸

加悦谷機業地帯における住民の生活は決して余裕のあるものでなかったことはすでに累々述べて来た通りである。殊に算所村では承応三年（一六五四）に「逃散」があった。「当算所村は担平地と雖も地味悪敷往昔より困窮村にて承応三申午年てふさんいたし村中人民不殘立除き申候⁽¹⁾」とある如く、承応の早期に早くも藩の誅求に堪えかね「村中人民不殘」その地を退転している。しかしして縮緬機業伝来以後も、その経済生活は少しもよくならず「加悦、後野と申すは山林無御座候故、水呑、其日過し者迄も賃織賃繰をば心当り仕り雪中凌申候云々⁽²⁾」とある如く、雪深い丹後における「灰色」の最も苦しい、最も低級な農民生活から脱出し得なかつたばかりか、襲来する変異には餓死地獄に呻吟せざるを得なかつたのである。例えば、「七丙申年、五月二十一日頃より雨降り続き六月土用入りよりは米高値錢札一匁に米七合と相成り候、其の米無之貧民困窮餓死する者多し云々」とある如き惨状を呈している。昭和十年頃の山林面積をもつて天保年代の一戸当り面積を推定したものと次の通りである。⁽⁴⁾

	天保十二年農家数	一戸当り面積
後野	一七六戸	一・一一八反
加悦	一四八	〇・二二〇
加悦奥	一七六	九・〇一八

これによつて明かな如く加悦谷における農民が如何に水呑的な窮乏農民であり、縮緬機業に依存せざるを得な

かつたかが推測される。

かかる経済事情下の農民が幕藩の過重な貢租に行詰つた場合、しかも苛責なき収奪にあつた場合、彼等はその所持する貴重な田畑・家屋敷・家財道具を泣きの涙で手離すか、高利貸資本家の利貸によつて一時を糊塗し、永久にその債務奴隸的な被支配の地位に立たざるを得なかつたのである。下村五郎助家に残存するこれ等の例証を示すと次の如くである。

「例一」――年貢米の利貸

預り申米之事

一、米拾五俵也

但シ御藏納元米也

右之米榷ニ預リ当酉ノ御年貢米ニ御上納仕預リ申処実正ニ御座候然ル上者来ル亥年ノ取秋元利息度御返済可仕候為後日預リ手形依テ如件

寛保之酉ノ極月

金屋村借主

喜

平

治

同村組頭

次郎右衛門

同村同断

三郎右衛門

同村庄屋

市郎右衛門

加悦町

助 三 郎殿

「例二」――年貢米代銀の利貸

引請申一札之事

一、銀老貫八百三拾七匁

但シ 但馬 庄助分御年貢米代

近世丹後縮緬織業地帯における商業資本家の存在形態（足立）

此質物

助七居家

棗 軒

同人士藏

棗ヶ所

右之通引請懺ニ借用仕候処実正也然ル上者米ル未三月十五日限り無相違元利勘定可仕候若万一御勘定延引仕節ハ右之質物請人之我等方へ引請早々売払聊無滞御勘定可仕為其引請手形仍而如件

明治三年午大晦日

組合 中

下村五郎 助殿

惣代 啓次 郎

「例三」―利貸と奉公による返済

借用申銀子之事

申暮迄差引

銀 七百三拾匁三分

午暮差引

米 六斗四升八合

内百匁 家当五年前入質

残 六百六拾六匁

右之銀子米 平七酉ノ年より亥ノ年迄三年奉公仕候而御済可被下候万一棗ヶ年ニ而茂奉公不足仕候ハバ右之銀子相済可申候以上

嘉永元年十二月日

本人

平

七郎

請人

善

二

郎

角屋五郎 助殿

{自 昭和
至 宝暦}

貸付証文・買収証文一覽表

年 号	標 題	貸付額 買得	買物ならびに買収物件	理 由	相 手
宝暦元年1月2 同	売渡申畑之事 請合申一札之事 売渡申山林之事	不明 米3俵 150匁	下々畑 3畝5步 畑 1ヶ所山林 1ヶ所 山林 1ヶ所 不 明	年貢相詰 同 同	加悦町 権五郎 金谷村 儀左衛門 加悦町 但馬国赤花村・吉郎 金谷村 五郎 加悦町 徳市 加悦町 徳市 加悦町 徳市 加悦町 徳市
" 6. 4月	預り申米之事	2俵	林 1ヶ所	年貢相詰	加悦町 五郎
" 6. 12月	同	1俵	畑 1ヶ所	年貢相詰	加悦町 五郎
" 7. 2月	売渡申畑之事	2俵1斗5升	上畑 1畝19步2	年貢相詰	加悦町 五郎
" 10. 12月	売渡申畑之事	18匁3分	畑 2枚	年貢相詰	加悦町 五郎
" 13. 9月	預り申銀子之事	1貫匁	家屋敷 1ヶ所・蔵 1ヶ所	年貢相詰	加悦町 五郎
" 13. 12月	質入証文之事	不明	出い家の分并家財不残	年貢相詰	加悦町 五郎
明和2年3月	売渡申家屋敷之事	米3俵	家・屋敷	年貢相詰	加悦町 五郎
" 2. 3月	同	銀1貫400匁	家1軒・屋敷2畝13步7厘	同	同
" 3. 12月	売渡申屋敷之事	300匁	屋敷 1畝19步半・上畑11步	同	同
" 5. 正月	借用申銀子之事	170匁	山林 1ヶ所・戸棚1つ・大車1丁	不明	加悦町 庄兵衛
" 6. 正月	売渡申林之事	150匁	戸棚 1つ・大車1丁・大釜1つ	不明	同
" 6. 正月	売渡証文之事	260匁	山林 水ふる 1ヶ所	年貢相詰	加悦町 庄兵衛
" 6. 正月	借用仕銀子之事	200匁	家 1軒	同	加悦町 庄兵衛
" 7. 12月	売渡申山林之事	100匁	上畑 2畝20步	不明	加悦町 庄兵衛
" 8. 3月	売渡証文之事	332匁	下々畑 27步	不明	加悦町 庄兵衛
" 8. 4月	売渡申家之事	500匁	山林 1ヶ所	年貢相詰	加悦町 庄兵衛
" 8. 7月	同	300匁	家 1軒	同	加悦町 庄兵衛
" 8. 12月	同	100匁	屋敷 1畝23步	同	加悦町 庄兵衛
" 9. 2月	同	100匁	屋敷 24步	同	加悦町 庄兵衛

「例一・二」は何れも年貢の利貸で、米を貸付けた場合と、現銀を貸付けた場合とがあった。「例三」は利貸で、その支払手段が債務奴隸的奉公によつた場合である。何れにせよ、困窮せる細民に対する利貸が盛んに行われたことは明らかである。第五表は、宝曆・明和年代の利貸と買収証文の内容を一覧表にしたものである。質物及び買収物件を見ても明らかになように、如何に零細民が経済的に行詰つていたかを明らかにすることが出来る。

第六表は年代別利貸の統計表で、早い時代は米穀の貸付が多く、後期になつて貨幣の利貸が多くなつてゐるのは、貨幣経済化の進展と農村侵入の度合を示すものとして注目されるべきことである。要するに、天和（一六八一）から慶応（一八六七）に至る一八〇年間に亘つて、銀子二七貫三七匁四分二厘と、米穀五十六俵（不明二枚）の利貸が行われ、利息の最高は年四割といつた高利が見られるが、普通は一割前後であつたように推測される。質物は、田畑が多く、面積表示のもの、五反八畝九歩五厘、預ケ口表示のもの、十八俵五分、で山林五ヶ所、家・屋敷では、家六軒、蔵二軒、屋敷は三反一五歩九厘で、表示不明が三ヶ所の多きに上つてゐる。家・屋敷の質物担保が多いことはそれだけ困窮細民が多く、加悦谷機業地帯農民の貧窮状態が明らかにされる。米穀は貸付けた場合もあれば（五六俵）、担保物件にしている場合（一一三俵）もあつた。その他、家財道具（三）、質奉公（一）、請人保証（五）、不明（一）である。年貢上納に詰つての貸付けは二十一件で約半数がこれである。貸付先も自村（二三）を中心にした近郷の百姓（三八）である。これ等は未返還の貸付であり、残存した貸付証文であることから、五郎助が、その豊富なる利貸資本をもつて如何に多くの近郷の零細農民及び零細機屋を支配したかが明らかにされる。

（二）村 貸

第 6 表 {自 貞 志} 年 代 別 貸 付 統 計 表 (貸付証文に依る)

年代	貸付種別	枚数	貸付額	利 足	質 物・保 証	集中理由	貸 付 先
天和	米穀	1	1俵	年4割	上畑 2畝(1)	年貢(1)	百(1) 加悦町(1)
享保	銀子	2	48匁8厘	不明(2)	請人(1) 年賦返還(1)	年貢(2)	百(2) 加悦町(1) 後野村(1)
元文	米銀	2 1	19俵 100匁	不明(2) 不明(1)	預々口 7俵3分 10匁2分 の田地 上田 1反2畝20歩(1)	年貢(2) 年貢(1)	百(2) 金谷村(2) 百(1) 加悦町(1)
寛保	米穀	3	27俵	不明(3)	請人(3)	年貢	百(3) 加悦町(2) 金谷村(1)
宝曆	米銀	3 2	6俵 1匁(1) 不明(1)	不明(3) 月1歩2厘(1) 不明(1)	山林 2ヶ所 不明(1) 畑1ヶ所 家屋敷・蔵(1) 家財・家屋敷	年貢(2)不明(1) 不明(2)	百(3) 但馬国赤花村(1) 百(2) 金谷村(2) 加悦町(2)
明和	米銀	1 3	3俵 420匁	不明(1) 不明(3)	家屋敷(1)(10年賦返還) 畑 3畝17歩(1) 山林1ヶ所(1)家財道具(1)	年貢(1) 不明(3)	百(1) 加悦町(2) 百(3) 後野村(1)
安永	銀子	2	100匁 不明(1)	不明(2)	山林 1ヶ所 屋敷 2畝7歩4厘	年貢(1)不明(1)	百(2) 平林村(1) 加悦町(1)
享和	銀子	2	3匁目	月1歩2厘(2)		年貢(2)	百(2) 滝村(2)
文化	銀子	8	12匁166匁 7分	年1割(1) 年9朱(1) 年8朱(2) 年6朱(1) 年3朱(1) 無利子明(1) 不明	7畝8分5厘 1ヶ所 14反2歩半	年貢(2) 不明(6)	百(1) 滝村(1) 百(7) 滝所村(1) 市橋村(1) 加悦町(2) 後野村(2)
文政	銀子	3	5匁307匁2分	不明(3)	家蔵屋敷 2反1畝(1) 米蔵 113畝(1) 請人(1)	年貢(2) 不明(1)	百(2) 加悦町百姓8名(1) 百(1) 温江村貸(1) 不明(1)

近世丹後縮緬織業地帯における商業資本家の存在形態(足行)

天保	銀子	1	156匁5分 4匁不明(1)	不名(1)	田畑一1俵 居家1	年貢(1)	百(1)	金谷村(1)
嘉永	銀子	10	4匁445匁9分	月1分5匁(1) 不明(9)	家土奉進具 藏公具	年貢(1) 糸代(2) 不明(7)	百(7) 百(3)	加茂町(9) 後野村(1)
安政	銀子	1	230匁	不明(1)	請人	糸代(1)	百(1)	加茂町(1)
文久	銀子	1	400匁	不明(1)	山林 1ヶ所	商売不引合	百(1)	加茂町(1)
合計	貸付証文	46枚						

(a)貸付額	○銀子	27匁374匁4分2匁	(b)担保	田畑預ヶ口	18俵5分	(c)貸付理由	年貢(21)	(d)貸付先	武村	(2)	算所村(1)
	○不明	(2)		田山	5反8部9歩5匁		商売(4)		村百	(1)	加茂町(23)
	○米穀	56俵		山林	5ヶ所	不明(21)			村百	(38)	金谷村(6)
(e)利息	○年	4割	1枚	家屋敷	3ヶ所				後野村	(4)	後野村(5)
	〃	1割	1枚	家屋敷	3反15歩9匁				澁村	(1)	澁村(3)
	〃	1割	1枚	家屋敷	6軒				温江村	(1)	温江村(1)
	〃	8分	1枚	家屋敷	2軒				市橋村	(1)	市橋村(1)
	〃	6分	1枚	家屋敷	3件				平林村	(1)	平林村(1)
	○月	1分	1枚	家財運具	1件				但馬赤花村	(1)	但馬赤花村(1)
	○無利子	1分	1枚	家財運具	1件				不明	(1)	不明(1)
	○不明	34枚		家財運具	1件						

彼の利貸は単に個人貸だけに止まらない。即ち、個々の農民達が年貢上納に詰って彼の利貸資本に依存した場合と同様、村が年貢上納に詰った場合も、彼の豊富な利貸資本にその援助を求めている事実がみられるのである。その実例は次の通りである。

「例一」——ヶ村に対する貸付の場合

借用申銀子之事⁽⁶⁾

一、銀貳貫四拾七匁貳分

但シ利足月壹分

此質物ニ

米百九俵貳斗四升五合

外ニ

壹俵壹斗五升五合

藏 布 米

都合 百拾俵也

右之銀子髓ニ借用仕候処実正明白ニ御座候 然ル上者来巳四月限りニ元利共急度御返済可仕候万一銀子少も相滞候ハハ右之書面之質米無相違相渡可申候為後日借用証文依而如件

文政三年

温江村借主

辰十二朔日

加悦町 角屋

百姓代 庄 右衛門
組頭 藤 右衛門
庄屋 善 八郎

五 郎 助殿

「例二」九ヶ村の集団に貸付けた場合

先納金借用証書之事⁽⁷⁾

一金貳千兩也

但 巳十一月元
利足 月壹半定
午十一月限 } 定

右者来午年貢之内先納金地頭所より上納被申付無抛前書金子借用御頼申入候シ御承知被下則金子髓ニ請取先納相勤申処実正明白也然ル上者来午十一月限り定之加利足聊無滞午御収米ヲ以返済可仕候方一御下渡延引被申付候節者年貢上納金之義ニ付村高ニ割合聊無別条速ニ皆済可仕候為其村々役人調印并奥書印形致申請置候上者毛頭御心配相掛申間敷候依之先納金借用

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態（足立）

証書御渡申処如件

明治二年巳十一月

但馬出石郡小出郡三郎知行所

丹後加悦町

角屋五郎助殿

太田市場村

御口入人

谷屋

伝左衛門殿

三原村	西野村	日向村	東里村	高龍寺村	畑山村	中赤花村	長谷村	倉見村
各々				庄	年	百		
				屋	寄	姓		
				代				

前書之通相違無之ニ付而者午取納米ヲ以村々より速ニ返金可申付候依而奥書致印形候 以上

明治二年巳十一月 日

今井弥太郎

「例一」の場合は一村への村貸であるが、「例二」の場合は各村方三役人保証で九ヶ村の大集団に二千両の巨額を貸付けている例である。この貸付金は維新の変革による廢藩置県で九ヶ村が返済をしぶり、明治五年十一月八日に出石郡区長中山三郎がその仲裁に入り、豊岡県参事殿宛の「奉差上済口証文之事」により、利息棒引（利息金千五百両を取扱人中山三郎貰い受けの名目にて棒引する）を行い、更に元金三百五拾兩勘弁引きを行って、返済の取極めが行われているのである。

（三）大名 貸

「經濟録拾遺」に「昔熊沢了介が海内諸侯の借金の数は日本に在らゆる金の数の百倍なるべしといへるは、寛永延宝の年の事なり。それより七十年を経ぬれば、今は千倍なるべし」といい、「町人考見録」が元禄前後五六十年間に大名貸其の他によつて破産せる京都の商人のことを書き記したものであることによつても、割合いに早い時代から諸大名が、借金政策に依存していたことを知ることが出来る。諸大名借金の理由は、その財政窮乏に起因することは勿論で、その財政補填のためにやむを得ず富豪に頭を垂れて借金したのである。しかし一度借金を行えば、その返済は容易ではなく、利は利を生み、旧債の償却のためには、更に新たな借金を起さなければならず、次第に深みに陥ちて行つた。かくて負債は累積して、領主財政の悪化は一層深刻になつて行くのであるが、此勢は徳川中期以降加速度的に進行して、終には封建社会崩壊の一因をなすに至つたのである。宮津藩において、その例にたがわず、藩庫空之に堪えかね、丹後縮緬の奨励策を採り、租税を重課し、甚しいことは、三百人講、或は万人講と称して「文政五年壬午閏正月より領内住民を録し十五歳以上六十歳以下のものに日銭を課し、一人三匁を徴し、一匁に対して八文を前記庄屋等に分与すべく喋合し相ひ呼応して誅求す」とあり、遂に、領内百二十ヶ村の百姓一揆を起しているのである。

更に、幕末になるに至つては、藩の財政危機は深刻となり、そこへ幕末非常の秋に際会し、遂に領内の御用商人から、手をかえ、品をかえて借金しているのである。⁽¹⁰⁾ 例えば幕末の火急に備えんとして領内の御用商人四十名をもつて結成せしめた「御積金講仕法」⁽¹¹⁾によると「非常の御手当金并に御転屋被成度思召御手許を始め御省略被極候得共近来引続重々御物入多御新借も相増候折柄別段御貯置可被成御猶予も無之乍併此儘ニ而ハ非常御備金御

出来難も被存万一火急御臨時等御出来之せつ、御差支之程も難斗候」と藩庫の窮乏を赤裸々に訴えて、御用聞商人の協力を強制しているのである。富商下村五郎助の大名貸が、古文書によって、分明にされる初見のものは、宝曆四戌年十一月の「覚」である。

覚

一、銀三貫五百匁也

但 月老歩半之利

右之銀子為御用被相納請取申所仍如件

宝曆四戌年十一月

代印 浅田喜三右衛門

田中瀬大夫[㊦]

中村甚太夫[㊦]

畔柳徳左衛門[㊦]

在江戸

成毛八郎左衛門

加悦町

五 郎 助殿

安政元年には、下村五郎助、中垣清蔵、杉本利右衛門の三名が、調達銀合計七拾貫でもって、蔵米二百俵の払下米を受けて相殺しているものが他家の文書に見える⁽¹²⁾。更に、明治維新前後に至っては、宮津藩をはじめ、舞鶴藩、出石藩の三藩に莫大な金額の大名貸を行い、その功績を藩主に認められ、扶持商人、御用達商人としての俸禄と地位を与えられている。当時領主達はその財政の補填策として、領内の富商から強制的な借上げを行うためには、彼等の犠牲に対する報賞として、或いは盃・紋付・羽織等の下賜品を与えてその名誉欲に満足を与え、或いは扶持俸禄の給与による特権的地位を与えてその歓心を買うべく努力している⁽¹³⁾。次に下村五郎助の大名貸の実状をあ

げ、その勢威の如何に大なりしかを見るに、

「例一」宮津藩に対する大名貸

借用申金子之事⁽¹⁴⁾

一金八千六百四拾三兩

右者米会所猪幣引替手当金ニ差支前書之金高改借申処実正也返済之儀者来ル十二月限り月式分之利足ヲ加へ元利共無相違可致返済為後日証文仍如件

明治四年辛未年七月

猪幣掛リ

史生 八木作藏^印

権大属 栗飯原陽吉^印

三上金兵衛殿

今林仲藏殿

糸井市郎兵衛殿

糸井国藏殿

糸井勘助殿

下村五郎助殿

覚⁽¹⁵⁾

一金五千兩

右者御勝手御用ニ付借用申処実正也返済之儀者月壹歩半之利足を加江来ル十二月限り元利無相違可致返済候為後日証文仍如件

慶応四戊辰年二月

大見菅助^印

近世丹後縮緬機業地帯における商業資本家の存在形態(足立)

八九(四八三)

下村五郎助殿

「例二」出石藩に対する大名貸

（注）功により「七人持扶」を明治二年六月七日給与されている。
覚⁽¹⁶⁾

一金	三百五拾兩	正月
一同	三百五拾兩	二月
一同	三百五拾兩	三月
一同	三百五拾兩	四月
一同	三百五拾兩	五月
一同	三百五拾兩	六月
×	貳千百兩	
	此所ニ	
	金 四 千 兩	六 月 返 金
一金	五 百 兩	七 月

出京無印
 平田保右衛門
 岡部伝之助
 中村清治
 飯田奥右衛門
 出京ニ付無印
 梶川善太郎
 渡利兵馬
 中村佐次兵衛

一同 貳百貳拾五兩	八月
一同 貳百貳拾五兩	九月
一同 貳百貳拾五兩	十月
一同 貳百貳拾五兩	十一月
一同 五百兩	十二月
メ 千九百兩	
合 四千兩	

右之通正月より十二迄割京都屋敷御渡し金髓に借用申候然ル上者本文之通六月限元利共返済可申候為後日依而如件

明治二巳年正月

出石
會計局

下村五郎 助殿

規定書 (17)

七人扶持

慶応四戊辰年正月十八日

「例三」舞鶴藩に対する大名貸

(注) 功により「拾人扶持」「年米三拾俵給与」が支給されている。

(18)

明治四年未年

舞鶴藩 會計 方印

近世丹後縮緬織業地帯における商業資本家の存在形態(足立)

金札	出	入	帳
錢札	下村五郎助殿		
	下村弥四郎殿		

内容

約定書之事

一金高 壹万兩

出金

預り利足 月 貳歩

一、札千百貫匁

預ケ

利足 月 壹歩半

右之外双方入用之節出金相頼代リ札相渡亦者御入用之節錢札相渡置金子追而請取可申茂可有之都而決算十二月定之事
右之通今般約定相定候事

明治四辛未年三月

金札預リ口

午十一月十日

一、金札 貳千兩

同 十九日

一、同 千貳百五拾兩

同十二月七日	千	兩
一、同		
同十二月十日	五百	兩
一、同		
同 貳 三日	八百	兩
一、同		
同 廿五日	千五百	兩
一、同		
同 日	千	兩
一、同		
同 廿八日	貳百	兩
同		
同 廿九日	百	兩
一、同		
同 日	八百	兩
一、同		
同 廿五日	千	兩
一、同		
未正月十八日	千八百五拾	兩
一、同		
五月 十五日	五百	兩
一、同		

「例一」は宮津藩、「例二」は但馬国出石藩、「例三」は舞鶴藩に対する大名貸で、これだけでも三藩で金一万九千兩、銀七百五十貫、札千百貫の巨額な貸付が彼の手によって行われている。利息は月一步半〜二步で相当高利であることは注目すべきことである。これ等の諸大名に対する貸付により、彼は出石藩からは七人扶持、舞鶴藩からは十人扶持と一年に米三拾俵が支給されており、如何に彼が山陰における三雄藩に結合して強力な特権

商人となっていたかが、これ等の諸例証によって明らかにされるのである。

- (1) 加悦町誌 九四頁。
- (2) 宝曆十一年、加悦谷機屋行事から藩庁への願書。
- (3) 岩屋村誌 二五八頁「西原年代雜誌」
- (4) 丹後機業の構造分析 一四八頁。
- (5) 同 右 一七一頁。
- (6) (7) 加悦町下村五郎助氏所蔵。
- (8) 日本経済史辞典 九九一頁「大名貸」
- (9) 与謝郡誌 一一一八頁。
- (10) 立命館経済学第六卷、第四号七八頁、拙稿「近世における丹後縮緬産地間屋の利貸と土地集中形態について」
- (11) 加悦町 杉本誠一氏所蔵。
- (12) 前掲「立命館経済学」の拙稿「同前」七三頁。
- (13) 同 前 七五頁。
- (14) (18) 加悦町下村五郎助氏所蔵

七 七 七 七 七

以上、近世丹後縮緬機業地帯に成長し、発展を遂げて来た豪商下村五郎助の存形形態を解明するため、彼の土地兼併地主としての存在形態と、商業資本家としての存在形態、及び、利貸資本家としての存在形態を分析し、

この地域における彼の果した経済的役割を述べて来たのであり、又彼の演出した役割を通して既刊の丹後縮緬史の誤りを指摘して来たのである。

要するに、徳川封建社会における町方、在方を問わず富商が、その営々として蓄積した商業・高利貸資本を、土地集積のために投じて、兼併地主となり、深く土地経済、農村経済に侵蝕して武家の封建世界を根底からおびやかすだけのがっちりした地盤を築きつつあったことは、他の方面における商業資本発展の顕著な事実を物語るものである。

又商業・高利貸本家の旺盛な擡頭に逆比例して、武士階級はその凋落の歩度を早め、甚だしい貧困に陥って、階級的にはすでにその勢威を失い、「当世は武辺と律義は、世の禁物なり」と、皮肉屋の武陽隠士の言の如く、武士道を捨て、町人の太鼓持ちをする程まで墮落し、全く貨幣資本の前に首をたれてその権威を失っていたのである。あの太宰春台が「今の世の諸侯は、大も小も皆首をたれて町人に無心をいい、江戸・京都・大坂其外処々に「鬼神を畏るる如く士を忘れて町人に俯伏し」だとか、金貸しをば珍膳で饗し、あるいは「故もなき商賈の輩に俸禄を与えて家臣の列に入れ」と辛辣な批評を加えているが、貨幣経済の急テンポな発展と幕末開港後の物価高騰の前には、幕藩諸侯も最早や手の下しようもない程に財政破綻の危機に追い込まれていたのであった。かくて収支のバランスがとれなくなった大名財政は、これを富豪の袖にすがりつき、その補填につとめるか、或は零細な領民にそのしわよせを行ったのである。与謝郡誌に「宮津領主本莊宗発文政四年辛巳二月幕府の寺社奉行加役を奉じて出仕せらるるや、経済不如意を告げ領内に御用金を課すこと数々なり。従来先納米と称し年末に収

納すべき御年貢米の内壱万五千俵を納期に先ち金銭にて前納せしむるを例とせしが、同年の秋より追先納米更に壱万五千俵を徴せらる、云々」とあり、やがて前述の文政の百姓一揆をまきおこすに至っているが、農民達は極端な収奪の前に餓死線上を彷徨していたのであった。

かくて食えなくなつた農民達は、田畑・家屋敷・家財道具等を手離すのは勿論、妻子をはじめ本人までが、債務奴隸的質奉公に出たのである。

一方の極においては、零細農民が益々零細化し、貧困機屋は益々貧困化した。そしてその対極では、巨富が富を集中して彼等細民の上に吸著し、益々富を蓄積して行つたのである。農村には、幕府が当初に狙つた標準的自営農民は今や姿を没し、貧富の懸隔は甚だしくなり、幕藩体制は領主側自らの経済的没落と封建農村体制崩壊の両側面から急速に速められて行くのである。この間の事情が本稿の史実によって明かにされ、更にひいては、近世丹後機業地帯の経済事情が明確に把握されれば望外の喜びとするところである。

(1) 世事見聞録。

(2) 経済録。

(3) 与謝誌一一一七頁。